

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2009年夏季重点要求書の回答等について
交渉日時 平成21年6月15日(月) 15時00分～17時10分
交渉場所 うじ安心館3階大会議室
交渉出席者 当局側 平本人事監 梅垣市長公室長 宇野次長 星川人事課長
秋元主幹 蒲原主幹 山田給与係長
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計16人

概 要	09 夏季重点要求に関する回答交渉等を行った
組合の主張	<p>人事課と各課の間で、嘱託職員等への対応や制度周知の方法について、どう取り決めているのか。以前、育児休業制度の周知について、嘱託職員の職種間で違いがあったと把握している。</p> <p>今回の夏季重点要求に関する回答交渉は、夏季一時金の一部凍結という経過の中、雇用者として職員の生活を守るという雇用者責任をはたすこと、そのための具体的な回答が求められる。しかし、回答内容には、そうしたことがふれられていない。当局としての基本姿勢を示すとともに、交渉経過をふまえた立場での検討を求める。</p> <p>時間外勤務の増加に伴う各課ヒアリングは、いくつかの課に対し実施したのか。所属長自身が、時間外勤務の増加原因を把握していない課もある。また、今年度の4、5月に時間外勤務が多い職場についても対応すべき。終礼についても、一定効果があると思われるので、早急に対応すること。</p> <p>西館の空調改修は、本年夏に間に合うのか。また、具体的な改修内容については、職場の意向も踏まえて決定されたい。</p> <p>事業課の嘱託職員のロッカー・机について、正規職員と同様に均等待遇を図るべき。また、要望として、嘱託職員が労災認定されるまでは、無給であるが、何らかの対応ができないか検討を。</p> <p>来年4月から実施される労働基準法の改正（月60時間を超える時間外労働について、法定割増賃金率が現行の25%から50%に引き上げられる等）について、当局としてのスタンスは、労働基準法の改正の趣旨を生かすためにも月45時間以上の時間外勤務をなくすという立場での検討が必要。</p> <p>育児休業の代替は嘱託職員だが、3年を超える休業期間も発生しており、正規職員配置について検討が必要。</p>

当局の主張

早急に嘱託職員の統一した取扱いの徹底をしていきたい。

年間の一時金の取扱いについては、例年の人事院勧告の内容を踏まえて、引き続き協議していきたい。また、確定交渉では、夏季要求・確定要求をふまえ真摯に対応し、本勧告も見ながら、職員のくらしを守る立場から、誠実に対応していきたい。

各課ヒアリングは、21課に対して実施した。21年度の時間外勤務実績が多い課にも、今後ヒアリングを実施していく方向で検討していきたい。所属長が、時間外勤務の増加原因を把握していないのは、誠に遺憾である。終礼の実施については、現在、所属長意見を集約中であるが、早急を実施していきたい。

本年夏には間に合わないが、年内中には間に合うようにしたい。また、改修内容は職場と十分協議していきたい。

-

労働基準法の改正の趣旨等を踏まえ、協議して決定していきたい。

育児休業制度の利用形態から、3年を超える休業期間が発生していることは認識しており、検討していきたい。